

平成 26 年 7 月 15 日

各 位

会 社 名 タ マ ホ ー ム 株 式 会 社
住 所 東 京 都 港 区 高 輪 三 丁 目 2 2 番 9 号
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 兼 CEO 玉 木 康 裕
(コード番号：1419)
問 合 せ 先 執 行 役 員 経 営 企 画 部 長 齋 木 洋 成
TEL. 03-6408-1200

経営改革委員会からの提言に基づく経営改革の実行について

当社は、平成 26 年 2 月 17 日付「第三者委員会の調査報告に基づく再発防止策について」にて公表しましたとおり、連結子会社であるジャパンウッド株式会社（以下、JW 社という。）において行われていた不適切な取引等について、調査報告書で指摘された問題点を厳粛に受け止めるとともに、再発防止に向け、外部の有識者で構成される経営改革委員会（委員長：森・濱田松本法律事務所 弁護士 藤原総一郎）を設置いたしました。平成 26 年 7 月 7 日付で「タマホーム株式会社経営改革案」を受領いたしました。「第三者委員会の調査報告に基づく再発防止策について」を公表して以降、再発の防止に向け鋭意取り組んでまいりましたが、経営改革委員会の提言に基づき、改めまして再発防止のための各種施策について下記のとおりご報告させていただきます。

今後、二度とこのような事態を起こすことがないように、当社グループ全役職員が一丸となって経営改革を実行してまいります。

記

第 1 （既に実行中の施策を含む）経営改革案

1. 新規事業の審査体制の整備

今回の JW 社における不適切な取引は、子会社において行う新規事業について、ビジネスモデル、リスク等の検証が子会社任せであったとの指摘にもとづき、当社グループにおける新規事業の審査体制を全面的に見直しております。

① 事業審査会の設置

新規事業（新規事業の開始、子会社の新設・買収等）開始時における審査のあり方を再検証し、新たに取締役会、常務会の諮問機関として「事業審査会」を設置することとしました。事業審査会では、新たに開始する新規事業の経済合理性（ビジネスモデル、事業計画、投資回収の目処）等の事前審議を行うこととしております。

また、事業の収益性については、事業開始時だけでなく事業開始後においても定期的に計画の進捗確認を行い、その結果を常務会で報告する体制としております。

2. 子会社等の業務の管理体制の整備・見直し

今回の JW 社における不適切な取引は、JW 社元社長から当社社長に対して非公式なルートで報告が行われ、了承を得るといった属人的な関係を基に意思決定がなされ、それが第三者による検証を妨げ、問題の発覚を遅らせた原因となっていたという指摘にもとづき、子会社からの報告体制を含む子会社等の業務の管理体制の整備・見直しを図っております。

① 子会社等に関する情報集中化、管理・監督体制の強化

前記 1. に記載した事業審査会に事務局を設置し、子会社等を含めた既存事業についても事業進捗の状況を定期的な実査により確認するとともに、常務会で報告する体制を構築してまいります。

また、子会社等からの報告窓口が複数部署に分散していたため、これらを集約し管理面での一元化、関連規程の見直しを図り、子会社等の管理・監督体制を強化してまいります。

3. 子会社等の新規の役員の任用や重要な使用人の選任等に関する運用の見直し

今回の JW 社における不適切な取引は、JW 社元社長が新たに太陽光事業の話を持ち込み、同氏が JW 社の社長に就任したことに端を発しております。そのような事実を鑑み、子会社等の役員の任用や重要な使用人の選任等に関する運用見直しを行っております。

① 人事委員会の設置

新たに「人事委員会」を設置し、子会社等の役員の選任、及び重要な使用人（部長以上）の採用についての審査を行うこととしております。

② 子会社等の役員の人選見直し

子会社等の役員について、現在は当社取締役による兼務が多数となっておりますが、今後は取締役の兼務を最小限にとどめ、子会社等のプロパー社員からの登用、当社関連部署の管理職を増員させてまいります。

さらに子会社等における経営責任を明確にするために、役員任期・報酬についての規定を見直すことを検討いたします。

また、当社監査役についても、多くの子会社等の監査役を兼務していることから、これらを解消する方向で検討いたします。

4. 与信調査（取引先の審査等）の制度化及び子会社等における与信審査の整備・充実

当社総務部による与信調査（取引先の審査等）に対する根拠規定が整備されておらず、調査結果が有効に活用されなかったことが本件を未然に防止できなかった要因の一つであったという指摘にもとづき、与信調査（取引先の審査等）に関する規程及び運用体制の見直しを行っております。

① 当社における与信調査（取引先の審査等）の制度化

「不適切な取引の再発防止」「事業活動を健全かつ効率的に運営する」「事故遭遇のリスクを減らし、万一事故が発生した場合でも、その影響を極力回避する」ことを目的として、与信調査（取引先の審査）、与信管理（取引枠等）について、与信管理規程の見直しを含め、運用体制の強化を行ってまいります。

② 子会社等における与信調査（取引先の審査等）の制度化

子会社等における新規取引先の与信調査（取引先の審査等）についても、当社に準じた手続きを行うこととしております。

5. 子会社等に対する内部監査制度の見直し

内部監査については、規程にもとづき運用は行われていたものの、実地監査における管理、運用状況等のヒアリングが十分になされていなかったことが本件を未然に防ぐことができなかつた要因の一つであったという指摘にもとづき、内部監査制度の見直しを行ってまいります。

① 内部監査制度の見直し

所定の内部監査に加え、子会社等の設立や当社内における新規事業、子会社等における新規事業の立上げ後に内部監査を実施してまいります。また、監査結果の報告先・報告頻度の見直し、内部監査担当部門の人員拡充、常務会での定期的な報告等を行ってまいります。

6. グループ全体のコンプライアンス体制の整備・充実

今回の JW 社における不適切な取引に関しては、第三者委員会の報告書において、当社グループ役職員のコンプライアンス意識が希薄であったことが厳しく指摘されました。当社ではこれらの指摘を真摯に受け止め、コンプライアンス体制の強化を目的としてコンプライアンス規程、コンプライアンスマニュアルの運用徹底を図るとともに、以下の内容を含めたグループ全体でのコンプライアンス体制の整備・充実を図ってまいります。

① コンプライアンス研修の充実

コンプライアンス意識の実態を調査するため、アンケート調査を実施し問題点を浮き彫りにさせたいと、コンプライアンス研修のカリキュラムに織り込んでまいります。

当社グループ全社員に対して、eラーニングなどを活用したコンプライアンス研修を定期的実施するとともに、当社グループ全役員向けのコンプライアンス研修についても外部講師を招いて実施することとしております。

② 人事評価制度の検証

当社グループにおける人事評価について、コンプライアンスの遵守状況も適切に加味されているか人事考課規程を含めた規定の内容や運用の見直しを実施することといたしました。

③ 内部通報制度の運用強化

当社ではコンプライアンス相談窓口を設置しておりましたが、運用が不十分であったため、今後は通報者の匿名性確保を強化し、当社グループ全役職員が安心して利用できるよう社内の通報先窓口に加えて、外部通報先として新たに法律事務所を選任することとしました。あわせて、公益通報者保護制度も含め、当社グループ全役職員に対し周知を図ってまいります。

7. 社外取締役の導入

今回の JW 社における不適切な取引は、当社及び子会社等における取締役会が十分な監視・監

督機能を発揮できなかったことに由来した点を考慮し、平成 26 年 8 月 28 日開催の株主総会において当社取締役として社外取締役を新たに選任し、当社及び子会社等のガバナンス強化を図ってまいります。

8. 当社の業務活動に影響を及ぼす可能性のある当社及び子会社等の役員の個人的な経済活動・交友関係への対応について

前記 6. ①に記載したとおり、当社グループ全役員に対しコンプライアンス研修を実施します。また、当社グループ役員への定期的なヒアリング、ならびに定期的な報告事項について、さらに精緻化するとともに、ヒアリング、報告の頻度を高め、漏れのない確認が行える体制を確立してまいります。

第 2 経営改革の管理・監督体制について

今後 1 年間を目途として、当社は経営改革委員会に、定期的な経営改革の実行状況を報告する等を行っていくと共に、当社の経営改革の実行状況についての管理監督を依頼し、より実効性の高い改革となるよう努めてまいります。

以 上